

VOCの除外物質検討の方向性について

論 点	「揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制について - 検討結果 - 」の記述
VOCの除外物質	<p>排出規制の対象となるVOCを包括的に捉え、かつ、排出口濃度規制との整合性を考えると、排出規制の対象となるVOCは、排出口からガス状で排出される有機化合物と定義するのが適当である。</p> <p>ただし、上記のように定義した場合、メタンなど光化学オキシダント、浮遊粒子状物質双方の生成能がないと認められる物質も含まれることから、このような物質は、個別に対象から除外していくことが必要である。</p> <p>（参考）排出抑制の対象とするVOCの範囲</p> <p>VOCから二次粒子及び光化学オキシダントが生成するメカニズムに着目すると、VOCから二次粒子が生成するには、VOCから生成した反応物の蒸気圧が低い必要があるため、通常は、炭素数の多いVOCが関与する。しかし、光化学オキシダントの生成にはほとんどすべてのVOCが関与し、また、浮遊粒子状物質の生成には光化学オキシダントが深く関わっていることを考えると、排出規制の対象となるVOCの範囲を狭く限定するのは適当でない。</p> <p>また、排出規制の対象とするVOCを限定的に捉えた場合、排出規制の対象としたVOCから排出規制の対象となっていないVOCに代替する可能性が高く、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの対策として効果が発揮されないおそれがあることも考慮する必要がある。</p> <p>浮遊粒子状物質や光化学オキシダントの生成能の大きいVOCに絞って規制の対象とするにしても、これらの生成能は、地域の大気環境の状況や気象条件等により異なってくる。また、反応性が高く、排出されてから短時間に光化学オキシダント等を生成する物質だけでなく、排出源から遠方に移流してから光化学オキシダント等を生成する物質も存在する。このため、浮遊粒子状物質や光化学オキシダントの生成能に着目してVOCに重み付けを行うことは非常に困難である。既にVOCの排出規制を行っている諸外国においても、光化学オキシダントの生成能等の違いに着目した規制を行っているわけではないことにも留意すべきである。</p> <p>さらに、規制の対象となるVOCを限定した場合は、規制の対象とされたVOCを個別物質ごとに測定することになるが、VOCは多くの事業者において多数の種類の物質が用いられていることから、個別物質ごとの測定は、規制の対象となる事業者及び規制を実施する行政双方に対して多大な負担を強いることになるということにも配慮が必要である。</p>

